

# 資産査定

「労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第3条の規定に基づき、以下のとおり2022年3月31日現在の資産の査定を公表します。

## ● 労働金庫法に基づく開示債権(リスク管理債権)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権

(単位：百万円)

区分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による 回収見込み額 (C)	清算配当等による 回収見込み額 (D)	貸倒引当金 (E)	保全率	保全率
							{(C)+(E)}/ (A)	(B)/(A)
労働金庫法及び金融再生 法上の不良債権 (F)	20年度	28,280	28,781	27,622	155	1,003	100.00%	100.00%
	21年度	26,866	27,394	26,355	121	917	100.00%	100.00%
破産更生債権及び これらに準ずる債権	20年度	7,699	7,699	7,265	155	278	97.98%	100.00%
	21年度	7,128	7,128	6,754	121	251	98.28%	100.00%
危険債権	20年度	19,252	19,246	19,028	—	217	99.96%	99.96%
	21年度	18,675	18,670	18,537	—	132	99.97%	99.97%
要管理債権	20年度	1,328	1,835	1,328	—	506	100.00%	100.00%
	21年度	1,063	1,595	1,063	—	532	100.00%	100.00%
三月以上延滞債権	20年度	1,135	1,609	1,135	—	473	100.00%	100.00%
	21年度	961	1,475	961	—	514	100.00%	100.00%
貸出条件緩和債権	20年度	192	225	192	—	33	100.00%	100.00%
	21年度	101	120	101	—	18	100.00%	100.00%
正常債権	20年度	4,554,448	—	—	—	—	—	—
	21年度	4,662,260	—	—	—	—	—	—
総与信残高 (G)	20年度	4,582,728	—	—	—	—	—	—
	21年度	4,689,127	—	—	—	—	—	—
労働金庫法及び金融再生法上の 不良債権比率 (F)/(G)	20年度	0.61%						
	21年度	0.57%						

※金額は決算処理後のものです。

※「貸倒引当金」とは、個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金の合計額のことです。なお上記は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法・2013年3月末で終了)の施行に伴い追加計上した一般貸倒引当金を含まない金額です。

※「担保・保証等による回収見込み額」とは、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保、ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

※「清算配当等による回収見込み額」とは、貸出先が経営破綻に陥った場合及び個人民事再生手続き等において、回収が見込まれる額のことです。

## ● 債権保全の状況

当金庫では、資産査定規程を定めて定期的に資産査定を実施し、必要な償却・引当を行っています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」については、個別貸出金ごとに「担保・保証付債権」「清算配当等による回収見込み額」を差し引いた残額に対して、貸出先からの入金実績や個人保証人からの回収が見込まれる金額などを除き、必要な金額を個別貸倒引当金として引き当てています。

なお、債務保証見返に係る必要額についても、資産査定規程に定める償却・引当基準に基づき引当を行っています。

また、「正常債権」と「要管理債権」については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等に基づいた引当額を引き当てています。

## ● 貸倒引当金(期末残高)

(単位：百万円)

項目	2021年3月末		2022年3月末	
	期末残高	前年比	期末残高	前年比
貸倒引当金	12,920	1,169	12,782	△138
一般貸倒引当金	12,170	1,250	12,154	△15
個別貸倒引当金	750	△80	627	△123

※「一般貸倒引当金」は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法・2013年3月末で終了)の施行に伴い追加計上した分を含みます。

## ● 貸出金償却額

(単位：百万円)

項目	2020年度	2021年度
貸出金償却額	0	0

#### 「リスク管理債権」

何らかの理由により、返済されない等の債権のことで、労働金庫法施行規則第114条で定めるものです。リスク管理債権は、その借り手の状態により「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に区分されます。

#### 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

総与信額(貸出金・貸付有価証券・外国為替・債務保証見返・与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由によって、経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれらに準ずる債権のことで、

#### 「危険債権」

総与信額のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化して、契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

#### 「要管理債権」

貸出金のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことで、

#### 「三月以上延滞債権」

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。

#### 「貸出条件緩和債権」

借り手の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の借り手に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しないものです。

貸出金が回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

#### 「正常債権」

総与信額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、

#### 「一般貸倒引当金」

貸出金やそれらに準ずる債権に対して将来偶発的に発生すると見込まれる回収不能による損失等に備え、貸借対照表上の資産の部に個別貸倒引当金とともに貸倒引当金として計上しているものです。引当基準については、貸借対照表に注記していますので、ご参照ください。

#### 「個別貸倒引当金」

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれらに準ずる債権の相当部分または全額が回収できないと見込まれることが明らかとなった場合、その債権額の一部または全部に対して、貸借対照表上の資産の部に引当金として計上しているものです。引当基準については、貸借対照表に注記していますので、ご参照ください。

#### 「貸出金償却」

貸出金(未収利息含む)の回収不能額が確定した場合において、その回収不能額を直接貸借対照表の資産項目から控除するものです。なお、貸出金償却は対象債権について過年度に貸倒引当てした額をもって当てますが、当期必要額については、当期の損失額として損益計算書に計上されます。損益計算書における貸出金償却額はこの当期必要額です。